

<参考> 社会参加支援加算（通所リハビリテーション）とは※
※令和3年度以降名称が移行支援加算に変更

通所リハビリテーション計画に家庭や社会への参加目標を立てて提供したサービスによりADL・IADLが向上し、指定通所介護等に移行させたものに算定される加算です。（12単位/日）

【算定基準適合事業所の要件】

- （1）評価対象期間に通所リハの提供を終了した者のうち、通所介護等に移行した者の割合が5%以上であること。
- （2）評価対象期間に通所リハを終了した日から起算して14日以降44日以内にPT、OT、STのいずれかが、終了者の居宅訪問、又はケアプランに関する情報を受けることにより、通所介護等の利用が3月以上継続する見込みであることを記録していること。
- （3）12/利用者の平均利用月数 \geq 25%以上であること。

※平均利用月数

$$\frac{\text{評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計}}{(\text{評価対象期間の新規利用者数} + \text{評価対象期間の新規終了者}) \div 2}$$

※新規利用者数：終了から12月以上の期間後に再利用は含む

※新規終了者数：評価対象期間に利用を終了した人数

【評価対象期間】

当該加算を算定する年度の前年の1月から12月までの期間